

都市機構団地内時間貸し駐車場事業者募集の御案内

(船堀一丁目)

令和6年5月2日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部は、団地内施設（駐車場）の賃借事業者（管理運営事業者）を入札により募集します。

1 スケジュール概要

■ 申請書(申込書)等の配布及び受付期間

令和6年5月2日（木）から令和6年5月17日（金）まで。

（午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。※土曜、日曜、祝日を除く。）

■ 申請(申込)資格の結果通知

令和6年6月5日（水）（郵送にて御通知）

■ 入札書(賃貸料提示書)の受付日時

令和6年6月13日（木）及び令和6年6月14日（金）

（午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

■ 開札日

令和6年6月17日（月）

■ 申請書(申込書)等の配布・受付場所並びにお問合せ先

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

住宅経営部施設経営課

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー16階

電話番号：03-5323-2613

（配布・提出等で来訪される場合は、事前に御連絡いただき日時を御予約ください。）

2 募集対象物件

No.	物件(駐車場) 名称	所在地	賃貸借面積 ※1	現行 台数	参考賃貸料 (月額・税抜) ※2
1	船堀一丁目	東京都江戸川区船堀1-1	約80㎡	5台	30,000円

※1 「別図」と現況が異なる場合は、現況を優先します。

※2 「参考賃貸料」は当機構が想定する入札金額になります。賃借人（事業者）決定方法における「最低月額賃貸料」は別に定め、公表しません。

3 物件の概要

- (1) 「別図」のとおりです。
- (2) 賃貸料の支払義務は、使用開始可能日から発生します。
なお、敷金(下記7(2)参照)については契約締結時までに全額お支払いいただきます。
※ 都合により契約を取りやめる場合があります。

4 物件の用途

有料時間貸し駐車場

5 申請(申込)資格

次の各項に定める条件を全て備えている方とします。

- (1) 本物件を利用して、自ら時間貸し駐車場を運営管理できる者であること（転貸不可）。
- (2) 申請書(申込書)の提出時点において、時間貸し駐車場等の運営管理業務を3年以上継続している法人であること。
- (3) 事業の実施に必要な知識、経験、資力及び信用等を有していること。
- (4) 敷金及び賃貸料等の支払が確実である者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 不法な行為を行い若しくは行うおそれのある団体若しくは法人、又はこれらの団体や法人に属する者で構成される団体若しくは法人でないこと。
- (7) 暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
- (8) その他機構の定める条件を満たす者であること。

6 賃借人(事業者)決定方法

当機構があらかじめ別に定める「最低月額賃貸料」以上、かつ、最も高い賃貸料で入札した申請者(申込者)を賃借予定者として決定します。

7 契約の締結

- (1) 契約期間
当機構が通知する使用開始可能日から令和11年3月31日までとします。ただし、期間が

満了する6か月前までに、当機構又は賃借事業者から申出がない場合は、同一条件で1年間更新されるものとし、更新された契約についても同様とします。

(2) 敷金

敷金は、決定した月額賃貸料の6か月分相当額となります。賃貸借契約の締結時までにお支払いただきます。

(3) 契約の締結

賃借予定者として決定後は、速やかに「駐車場施設賃貸借契約」及び「個人情報等の保護に関する特約条項」を締結していただきます。

(4) 賃借事業者が設置した固定資産（償却資産）については、所轄の税務事務所等へ申告が必要な場合には賃借事業者自ら行うものとします。

(5) 許認可を要する届出

官公署の許認可を必要とする届出については、賃借事業者の責任において行うものとします。

(6) 増築等の制限

駐車場敷地の内部及び周囲に倉庫等の設置はできません。

(7) 違約金

賃借予定者として決定された後に辞退した場合には、月額賃貸料の6か月分相当額を違約金としてお支払いただきます。

8 申請(申込)方法その他

(1) 詳細につきましては、募集要領を御参照ください。

また、申請(申込)に当たっては、必ず現地及び周辺環境等を御確認ください。

(2) 今回の募集に当たり、当該車室における残置物等の撤去後、事業者にお引渡しする見込みです。詳細については、事業者決定後に協議して決定いたします。

以 上

●別図

船堀一丁目

〒134-0091 東京都江戸川区船堀1-1

都営新宿線「船堀」駅下車、徒歩6～8分

東京メトロ東西線「西葛西」駅下車、都営バス12～15分「船堀駅前」バス停ほか下車、徒歩8分

※住棟により、所要時間が異なる場合があります。

住戸：631戸、駐車場：172台

管理開始：昭和54年 月極駐車場料金（税込）：19,250円

賃借対象駐車場施設面積：約80㎡

【配置図】

〔団地位置図〕



- [団地全体図] …管理範囲 ①案内看板設置可能箇所
 ②一時電源引込ポール設置可能箇所



- [駐車場位置図] …管理範囲
…賃貸借対象範囲 約 80 m²

